

公示第 67号
最終改正 [公示第165号]
平成30年6月18日

貨物検査場所の指定について

関税法第69条第1項の規定により、名古屋税関管内（支署の管轄区域を除く。）における貨物の検査場所を下記のとおり指定し、昭和42年1月21日名古屋税関公示第12号は廃止する。

昭和42年4月1日

名古屋税関長 細川俊三

記

- 1 指定保税地域として財務大臣が指定した場所（当該場所にけい留された本船及びはしけを含む。）
- 2 保税地域として税関長が許可した場所
- 3 税関官署
- 4 名古屋飛行場（県営名古屋空港）C I Q検査場
- 5 航空自衛隊小牧基地第1格納庫、第5格納庫、第6格納庫、第7格納庫、第8格納庫、空輸ターミナル及び貨物ターミナル
- 6 信州まつもと空港（県営松本空港）ターミナルビルチケットカウンター、手荷物引渡場所及び搭乗待合室
- 7 前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。
 - (1) 指定保税地域として財務大臣が指定した場所
 - (2) 保税地域として税関長が許可した場所のうち、名古屋税関本関並びに中部外郵出張所、南部出張所及び西部出張所の管轄区域内に所在するもの（名古屋税関本関にあっては、名古屋市内に所在するものに限る。）
 - (3) 名古屋税関本関の庁舎（名古屋港湾合同庁舎にあっては、貨物検査場及び税関事務室に限る。）及び中部外郵出張所の事務室